

# くらしの情報 Information

## 年金

◆年金保険料の  
納め忘れはありませんか？

○半額免除の承認を受けている方 要注意!!

国民年金には、保険料の全額を免除する『全額免除』のほかにも『半額免除』の制度があります。

半額免除に承認された方は、国民年金保険料の半額については免除されますが、残りの半額を2年以内に納める必要があります。

全額免除との違いは、半額保険料を納めないで、免除期間が未納扱いになります。

今一度、『国民年金保険料納付書』を確かめて、納め忘れがある方は、急いで納付してください。

◆年金請求をお忘れなく!!

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と免除の期間などを合わせて25年以上あれば受給できますが、年金を受けられる権利が発生しても本人の請求がないと年金は支給されません。

年金を受給する権利が発生し、年金を受けようとすれば、川内社会保険事務所や町民係で手続きをしてください。

◆安心・便利・確実!  
口座振替!!

国民年金の保険料は、金融機関やコンビニエンスストア・社会保険事務所での納めることができます。

「忙しくて、納めにいく暇がない」という方には、安心・便利・確実な口座振替をお勧めします。

保険料を納めに行く手間や時間が省けて、納め忘れの防止にもなりますので、ぜひご利用ください。

また、これまで翌月末に口座から引き落としていた保険料を、当月末に引き落とすことにより、1か月50円が割引き

される『口座振替早割制度』もあります。この制度は、申し込みの手続きが必要です。

口座振替の手続きは、金融機関・社会保険事務所です。

- 手続きに必要なもの
  - ・国民年金保険料納付書
  - ・通帳
  - ・印鑑
- (通帳に押されている印鑑)

◆平成18年7月1日から  
多段階免除制度開始

国民年金保険料を納めることが困難な方に対し、「保険料免除制度」が設けられていますが、負担能力に応じたきめ細やかな所得基準を導入し、免除制度を活用してできるだけ納付しやすくするために、平成18年7月1日から現行の「全額免除」「半額免除」に加え、「4分の3免除」「4分の1免除」の制度が始まります。

免除申請には、一定の判断基準がありますので、左記に問い合わせください。

○問い合わせ先

町民課町民係  
☎1111内線2125

◆年金額が変わります

平成17年度の全国消費者物価指数が、対前年度マイナス0.3%のため、平成18年度の年金額は前年度より0.3%少ない額となります。

平成18年度4月分から新しい年金額になりますので、6月の定期支払(4月及び5月分)から年金額が変更になります。

年金受給者の皆さんには、『年金額改定通知書』が送付されます。

新しい年金額は次のとおりです。(年金額は年額)

- 老齢基礎年金(満額) 792,100円
- 障害基礎年金
- ・1級 990,100円
- ・2級 792,100円
- 遺族基礎年金
- ・基本額 792,100円
- ・加算額 227,900円

(第1・2子) 75,900円  
(第3子以降)



## お知らせ

◆県立北薩病院の脳神経外科  
常勤医師が2名体制になりました

県立北薩病院の脳神経外科は、昨年7月から常勤医師不在となり、その後11月に脳神経外科部長が配置されましたが、この5月から常勤医師が1人配置され、昨年6月以前と同様2人体制となりました。

- 常勤医師
- ・脳神経外科部長 山畑 仁志
- ・医務技師 平原 正志

○問い合わせ先  
県立北薩病院  
☎0995(22)8511

## 今月の納税

町県民税 第1期

納期限 6月30日

※納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。